

補助金調書

補助金名	福岡市マンション管理計画認定申請促進事業補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局 住宅部 住宅計画課 (TEL092-711-4598)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	マンション管理組合理事長 マンション管理組合法人理事 マンション管理者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	令和5年4月～令和6年1月		
(公募の場合) 応募要件	(1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。 ① 福岡市内に所在すること。 ② 補助金の活用について、区分所有法第39条第1項に規定する決議または国土交通省が作成するマンション標準管理規約にて示される理事会における決議を経ていること。 ③ 管理計画の認定を過去に受けたことがないこと。 (2) 福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)の滞納がないこと。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和4	年度	経過年数	2	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	マンションの管理水準の向上及び管理適正化を推進し、マンションの良好な居住環境を確保するため、管理組合に対し、管理計画認定申請に要する費用の一部を補助するもの。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 次の各号に掲げる経費の合計額(消費税及び地方消費税の額を含む。)に2分の1を乗じて得た額とし、5万5千円を限度とする。 (1) 管理計画の認定申請に向けた管理組合での合意形成に要する経費 (2) 管理計画認定申請書の作成等に要する経費(マンション管理適正化法施行規則第1条の2に定める添付書類の作成 (3) その他市長が必要と認める経費			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	件	件	
	440 千円	0 千円	千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果	本補助金の交付により、管理計画の認定促進及び認定制度の普及啓発が図られ、マンションの管理水準の向上及び管理の適正化が期待される。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。